

常任委員会《議案審査の概要》

12月定例会議において各常任委員会に付託された主な議案及び審議内容は次のとおりであり、いずれも原案または専決のとおり可決あるいは承認すべきものと決定しました。

総務 《議案審査》

当委員会に付託された議案審査のうち、福島市外部監査契約に基づく監査に関する条例制定の件については、中核市への移行に伴い地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査人による財務に関する事務の執行等の監査の実施が義務付けられるものであり、監査委員が行う行政内部の監査とは別に、公認会計士など専門的な知識を有する者を監査人とし、市の財務の監査を行うものである旨の説明がありました。

また、本条例制定にあたっては、毎会計年度に契約を締結して実施する「包括外部監査」の対象として財政援助団体等を含めること及び住民・議会・市長からの請求があった場合に契約を締結して実施する「個別外部監査」を求めることができることを定めることにより、監査機能の専門性の強化、独立性の充実が図られより一層行政の透明性を高めることができる旨の説明がありました。



次に福島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件については、平成29年福島県人事委員会勧告を基本に福島県に準拠し、平成29年度における月例給を平成29年4月1日に遡及し平均0・08%引き上げること、12月期の勤勉手当について、支給月数を0・1月、再任用職員については、支給月数0・05月引き上げを行い配分する旨の説明がありました。

消防団の充実強化に関する調査
自主防災組織等への協力や近年多発する水害等の際の警戒や水防活動のための出動及び災害対応など、これまで以上に消防団の重要性が増している状況において、本市消防団員数は年々減少し、出動人員の確保が困難となりつつあるため、消防団をとりまく現状や課題、機能別団員など、新たな制度の導入による消防力の維持・強化策や組織活性化策等について調査、研究を進めます。

《所管事務調査》

◆消防団の充実強化に関する調査



消防訓練の様子



文教福祉 《議案審査》

当委員会に付託された議案審査のうち、福島市保健所条例制定の件に関しては、地域保健法第5条第1項の規定に基づく保健所設置にあたり、保健所の名称、位置及び所管区域、保健所において行う受託検査の料金の制定と合わせ、同法第11条の規定に基づく地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する保健所運営協議会の設置にあつての組織及び運営等に関する必要な事項の制定について説明がありました。

また、市保健所設置の際には、これまで市と県が各々に実施してきた感染症対策や対人保健サービス等が一元的に実施できるほか、直接、国との情報伝達が可能となるため、対応の迅速化が図られ、地域の実情を踏まえたきめ細かな対応が可能となる旨の説明がありました。



市保健所が設置される市保健福祉センター

次に一般会計補正予算（十六号公債）は、現在、人工芝サッカー場2面、クレイサッカー場1面が設置されており、今後更なる利用者の増加が見込まれるとともに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおける事前合宿誘致や全国大会などを開催できる環境を整備するため、新たに天然芝サッカー場2面を整備するものである旨の説明がありました。

また、天然芝サッカー場の整備にあわせて整備地北側（市道川子坂・明神町線）の改良整備工事を実施するため、道路拡幅用地の取得及び立木補償を行う旨の説明がありました。



《所管事務調査》

◆待機児童の解消に関する調査

平成29年4月1日現在、福島県内において最多となっている本市の待機児童の問題は、喫緊の課題であるため、本市の現状と課題を踏まえ、待機児童解消の取り組みを実施している他自治体の先進事例の調査、研究を進めます。

